

# まえばし男女共同参画推進条例

平成 15 年 3 月 28 日

条例第 1 号

## 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）

第 2 章 基本的施策等（第 8 条 - 第 10 条）

第 3 章 推進体制等（第 11 条 - 第 14 条）

第 4 章 雑則（第 15 条）

附則

市民一人ひとりが、お互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝やかせて生き生きと暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。

前橋市は、日本国憲法にうたわれた個人の尊重や法の下での平等を基に、国際社会における男女平等への取組とも協調し、国における男女共同参画社会基本法に基づく取組を踏まえ、「平等」「参画」「自立」「交流」を柱とし、男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んできた。

しかし、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、いまだ多くの解決しなければならない課題がある。

このため、私たち一人ひとりがこれらの課題に目を向け、男女共同参画について共に考え、また市と市民と事業者との協働により、男女共同参画を一層推進していく必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって男女の人権が尊重され、豊かな文化と活力のある 21 世紀の私たちのまち、まえばしを創造するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

**第 1 条** この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあら

ゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体をいう。

(3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手を不快にさせ、その言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。

### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、市、市民及び事業者の相互の協力と主体的な取組により行うよう配慮されなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われなければならない。

### (市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、必要に応じ、市民、事業者、国、県等と相互に連携し、及び協力を図るよう努めなければならない。

### (市民の責務)

**第5条** 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

**(事業者の責務)**

**第6条** 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

**(性別による権利侵害の禁止)**

**第7条** 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、男女共同参画の推進を阻害する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動を行ってはならない。

**第2章 基本的施策等**

**(基本的施策)**

**第8条** 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる事項を基本として施策を講ずるものとする。

(1) 教育の場における男女共同参画を推進するための必要な措置及び支援を行うよう努めること。

(2) 市民の育児、介護その他の家庭生活における活動とその活動以外の活動との両立のための支援を行うよう努めること。

(3) 男女が互いに性について理解を深め、思春期、妊娠・出産期その他の生涯にわたる心身の健康を保持するための支援を行うよう努めること。

(4) 市における政策の立案及び決定過程への女性の参画の機会の拡大を図るよう努めること。

(5) 男女共同参画を推進するための調査研究を行うとともに、市民及び事業者に情報の提供を行うこと。

**(基本計画)**

**第9条** 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第13条に規定する前橋市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

**(実施状況の公表)**

**第10条** 市長は、毎年1回、男女共同参画推進施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

### 第3章 推進体制等

#### (相談等)

第11条 市は、市民又は事業者からの性別による権利侵害その他の男女共同参画に関する相談に応じ、必要があると認めるときは、関係機関と連携を図りながら、その市民又は事業者を支援するよう努めるものとする。

#### (市民及び事業者の活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供を行うとともに、学習その他の活動の拠点となる場の確保に努めるものとする。

#### (男女共同参画審議会)

第13条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するため前橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画推進施策の実施状況に関する事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

4 審議会は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### (男女共同参画推進施策調査委員)

第14条 市長の求めに応じ、市民又は事業者から要望、苦情その他の意見の申出があった男女共同参画推進施策について調査するため、前橋市男女共同参画推進施策調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

2 調査委員は、市長に、前項の規定による調査の結果を報告するとともに、必要があると認めるときは、助言し、又は改善のための意見を述べることができる。

3 市長は、前項の報告、助言又は改善のための意見を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、調査委員に関し必要な事項は、市規則で定める。

### 第4章 雑則

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条第2項（審議会に係る部分に限る。）及び第13条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分を除く。））公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日

(2) 第11条及び第14条の規定並びに次項の規定（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の改正規定（男女共同参画推進施策調査委員の項を加える部分に限る。））平成15年10月1日

2 前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

総合計画審議会会長	日 額	9,600円
同 委 員	日 額	8,700円

の

次に

男女共同参画審議会会長	日 額	9,600円
同 委 員	日 額	8,700円
男女共同参画推進施策調査委員	日 額	8,700円

を加え

る。